

I. 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二等の規程に基づき、自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項(金融庁告示第8号)(以下「第3の柱」という)に則り、金庫の直近の2事業年度における財産の状況を開示するものです。

なお、当金庫は「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」で定めのあるバーゼルⅢ第3の柱の開示において、「標準的手法」「国内基準」を採用し、自己資本比率を算出しております。

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目(1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	45,687		46,545
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,053		1,054
うち、利益剰余金の額	44,696		45,554
うち、外部流出予定額(△)	63		63
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	60		90
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	60		90
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額…(イ)	45,747		46,635
コア資本に係る調整項目(2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	94	23	98
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	94	23	98
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	57	14	118
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額…(ロ)	152		216
自己資本			
自己資本の額((イ)-(ロ))…(ハ)	45,594		46,418
リスク・アセット等(3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	246,935		260,292
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,737		△3,493
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	23		
うち、繰延税金資産	-		
うち、前払年金費用	14		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,775		△3,710
うち、上記以外に該当するものの額	-		216
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	16,070		15,818
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-
リスク・アセット等の額の合計額…(ニ)	263,005		276,111
自己資本比率			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.33%		16.81%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項【単体】

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	246,935	9,877	260,292	10,411
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	252,774	10,110	252,798	10,111
現金	-	-	-	-
ソブリン向け	1,316	52	1,199	47
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	41,596	1,663	46,752	1,870
法人等向け	57,172	2,286	56,024	2,240
中小企業等向け及び個人向け	67,883	2,715	71,838	2,873
抵当権付住宅ローン	12,752	510	12,201	488
不動産取得等事業向け	15,480	619	13,957	558
3ヵ月以上延滞等	920	36	880	35
取立未済手形	79	3	100	4
信用保証協会等による保証付	3,823	152	4,154	166
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	5,761	230	7,859	314
出資等のエクスポージャー	5,761	230	7,859	314
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	45,986	1,839	37,830	1,513
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	19,828	793	11,701	468
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,438	137	3,438	137
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,542	101	988	39
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー			-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5% 基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	20,177	807	21,701	868
②証券化エクスポージャー	227	9	54	2
証券化				
STC 要件適用分			-	-
非 STC 要件適用分	227	9	54	2
再証券化	-	-	-	-
③-1 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	491	19		
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			10,774	430
ルック・スルー方式			10,774	430
マンドレート方式			-	-
蓋然性方式(250%)			-	-
蓋然性方式(400%)			-	-
フォールバック方式(1250%)			-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	38	1	216	8
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△6,775	△271	△3,710	△148
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	178	7	158	6
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	16,070	642	15,818	632
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	263,005	10,520	276,111	11,044

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4% (自己資本比率規制における国内基準)

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体のことです。

4. 「抵当権付住宅ローン」とは、住宅ローンの中で代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分満たされているものを指します。

5. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

6. 「上記以外」は、ポートフォリオごとの区分に分類することが困難なもので、主なものは仮払金、前払費用、固定資産、繰延税金資産等です。

7. 当金庫は「基礎的手法」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

8. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

(地域別・業種別・残存期間別)

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		信用リスクエクスポージャー期末残高						3か月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国内	755,446	776,160	1,506	1,140	255,295	234,539	610	1,263	2,433	2,189
国外	28,634	27,985	-	-	28,634	27,985	-	-	-	-
地域別合計	784,080	804,146	1,506	1,140	283,930	262,524	610	1,263	2,433	2,189
製造業	40,663	38,729	230	162	13,045	9,221	-	-	216	69
農業、林業	219	355	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	159	139	-	-	-	-	-	-	47	45
鉱業、採石業、砂利採取業	15	12	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	25,427	26,569	310	48	400	400	-	-	97	167
電気・ガス・熱供給・水道業	5,404	5,060	-	-	5,324	5,018	-	-	-	-
情報通信業	1,975	2,474	-	-	1,604	2,117	-	-	-	-
運輸業、郵便業	7,839	7,475	-	-	3,309	2,906	-	-	-	12
卸売業、小売業	21,786	20,801	68	96	3,205	2,504	-	-	171	12
金融業、保険業	219,301	250,854	161	142	24,870	22,518	0	-	52	53
不動産業	34,902	36,507	186	146	2,513	3,810	-	-	1,547	1,567
物品賃貸業	285	248	-	-	-	-	-	-	-	15
学術研究、専門・技術サービス業	1,435	1,869	-	-	-	-	-	-	0	0
宿泊業	94	77	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	2,903	2,930	-	-	-	-	-	-	62	48
生活関連サービス業、娯楽業	4,252	4,732	31	38	-	-	-	-	1	1
教育、学習支援業	1,584	1,638	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	15,924	16,516	-	-	-	-	-	-	72	68
その他のサービス	8,462	9,152	468	459	300	500	-	-	100	87
国・地方公共団体等	244,198	223,387	-	-	208,985	187,420	-	-	-	-
個人	106,660	107,637	49	45	-	-	-	-	62	39
その他	40,581	46,973	-	-	20,370	26,104	609	1,263	-	-
業種別合計	784,080	804,146	1,506	1,140	283,930	262,524	610	1,263	2,433	2,189
1年以下	172,728	228,864	691	461	15,271	14,933	-	8	-	-
1年超3年以下	96,435	94,560	72	95	42,058	53,559	6	81	-	-
3年超5年以下	129,337	112,891	151	88	96,518	84,698	11	37	-	-
5年超7年以下	52,846	48,468	70	252	27,850	24,043	10	38	-	-
7年超10年以下	98,456	95,806	301	154	37,569	30,676	564	1,040	-	-
10年超	192,518	182,914	218	87	63,126	53,159	12	56	-	-
期間の定めのないもの	41,757	40,639	-	-	1,535	1,453	4	-	-	-
残存期間別合計	784,080	804,146	1,506	1,140	283,930	262,524	610	1,263	2,433	2,189

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いています。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、固定資産、繰延税金資産、未収利息等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2017年度	54	60	-	54	60
	2018年度	60	90	-	60	90
個別貸倒引当金	2017年度	1,987	1,802	162	1,825	1,802
	2018年度	1,802	1,743	107	1,695	1,743
合計	2017年度	2,042	1,862	162	1,880	1,862
	2018年度	1,862	1,833	107	1,755	1,833

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		2017年度	2018年度
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	目的使用		その他		2017年度	2018年度		
国内	1,987	1,802	1,802	1,743	162	107	1,825	1,695	1,802	1,743		
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地域別合計	1,987	1,802	1,802	1,743	162	107	1,825	1,695	1,802	1,743		
製造業	247	126	126	92	157	57	90	68	126	92	-	30
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	40	38	38	35	-	-	40	38	38	35	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	77	77	77	111	-	-	77	77	77	111	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-
卸売業、小売業	57	55	55	4	-	49	57	5	55	4	-	26
金融業、保険業	34	41	41	40	5	-	29	41	41	40	-	-
不動産業	1,045	975	975	948	-	-	1,045	975	975	948	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	32	24	24	26	-	-	32	24	24	26	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	125	138	138	168	-	-	125	138	138	168	-	-
教育、学習支援業	25	26	26	24	-	-	25	26	26	24	-	-
医療、福祉	188	193	193	189	-	-	188	193	193	189	-	-
その他のサービス	68	68	68	66	-	-	68	68	68	66	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	43	37	37	35	-	-	43	37	37	35	-	-
その他	0	-	-	0	-	-	0	-	-	0	-	-
合計	1,987	1,802	1,802	1,743	162	107	1,825	1,695	1,802	1,743	-	57

(注) 1. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
2. 会員の外国子会社への貸付等はありません。

二. リスクウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	6,951	257,422	2,635	231,985
10%	-	34,046	-	33,265
20%	23,580	190,259	14,645	223,387
35%	-	36,648	-	35,059
50%	79,275	1,666	78,263	1,545
75%	-	51,588	-	56,161
100%	5,633	91,736	5,321	93,856
150%	-	232	-	318
200%	-	100	-	-
250%	-	4,364	-	2,207
1,250%	-	-	-	-
その他	491	-	-	25,855
合計		783,999		804,508

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,982	2,910	63,023	65,318	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注) 1. 「カレントエクスポージャー方式」とは、派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式のことをいいます。

2. 「再構築コスト」とは、現在と同等の派生商品取引を再構築するのに必要なコストをいいます。また、「グロス再構築コスト」の額は、0を下回らないものに限っています。

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
①派生商品取引合計	601	1,025	601	1,025
(i) 外国為替関連取引	532	592	532	592
(ii) 金利関連取引	0	30	0	30
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	11	251	11	251
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	66	—	66
(vii) クレジット・デリバティブ	57	84	57	84
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	601	1,025	601	1,025

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本	—	—	455	468
クレジット・デリバティブ・スワップ	—	—	455	468

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項**イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)**

当金庫は、有価証券投資の一環として証券化エクスポージャーを購入しており、オリジネーターとしての証券化取引は行っておりません。

ロ. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)**① 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳****a. 証券化エクスポージャー**

(単位:百万円)

	2017年度		2018年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
証券化エクスポージャーの額	538	-	273	-
(i)カードローン	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	388	-	273	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-

b. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

② 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等**a. 証券化エクスポージャー**

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2017年度		2018年度		2017年度		2018年度	
	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引	オン・バランス取引	オフ・バランス取引
0%～ 15%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
15%～ 50%未満	388	-	273	-	3	-	2	-
50%～ 100%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
100%～ 250%未満	150	-	-	-	6	-	-	-
250%～ 400%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
400%～1,250%未満	-	-	-	-	-	-	-	-
1,250%以上	-	-	-	-	-	-	-	-
(i)カードローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(ii)住宅ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
(iii)自動車ローン	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	538	-	273	-	9	-	2	-

(注) 1. 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャーは保有していません。

③ 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の適用の有無	なし
-----------------	----

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項**イ. 貸借対照表計上額及び時価等**

(単位:百万円)

区 分	2017年度		2018年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	5,009	5,009	5,417	5,417
非 上 場 株 式 等	3,269	3,269	3,269	3,269
合 計	8,279	8,279	8,686	8,686

(注) 上場株式等、非上場株式等のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2017年度	2018年度
売 却 益	446	167
売 却 損	2	29
償 却	-	-

(注) 売却益、売却損、償却のいずれについても、投資信託は含んでおりません。

八. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	336	117

(注)評価損益の額には、投資信託の評価損益は含んでおりません。

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
評価損益	-	-

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー		25,855
マンドート方式を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー		-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー		-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー		-

(8) 金利リスクに関する事項 (銀行勘定金利リスク : IRRBB)

(単位：百万円)

項番	金利ショックシナリオ	イ	ロ
		当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	4,328	
2	下方パラレルシフト	0	
3	スティープ化	2,256	
4	フラット化		
5	短期金利上昇		
6	短期金利低下		
7	※上記のうち最大値	4,328	
		ホ	ハ
		当期末	前期末
8	自己資本の額	46,418	

(注)

- 金利リスクの算定手法の概要等は「定性的な開示事項」(本誌 P63)の項目に記載しています。
- 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法が変更になりました。このため、開示初年度につき、当期末分のみを開示しております。

なお、昨年開示した旧基準による金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する経済価値の増減額(2017年度)は、6,018百万円であります。この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末の△EVEとは計測定義等が異なります。このため、両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

(9) オペレーショナル・リスクに関する事項

【基礎的手法による算出】

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度
オペレーショナル・リスク相当額	1,285	1,265
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	16,070	15,818

(注)「基礎的手法」を用いて算出するオペレーショナル・リスク相当額は、1年間の粗利益に15%を乗じて得た額の直近3か年の平均値です。